

# I 強い農業づくりと地域を元気づける農山漁村の活性化

## 1 農業・農村地域の活力を引き出す農政改革の推進

### (1) 水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）

【水田・畑作経営所得安定対策 208,670(139,549)百万円】

【集落営農・担い手支援対策 30,557(17,989)百万円ほか】

#### 対策のポイント

19年産からスタートした水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）が現場に定着するよう、制度の基本を維持しつつも、市町村特認制度の創設等地域の実態に即した見直しを行った上で、着実に実施します。また、高齢者や小規模な農家も安心して集落営農に参加できるよう、支援を充実します。

（水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）とは）

- ・ 水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）は、①我が国の土地利用型農業の体質強化を加速化し、経営者の創意工夫の発揮とニーズに応えた生産を促進し、食料の安定供給を図ることと、②我が国の農業政策体系を国際規律にも対応し得るようにすること、という2つの目的で実施しています。
- ・ 本対策への19年産の加入状況は、認定農業者67,045経営体、集落営農組織5,386経営体となっています。

#### 政策目標

##### 担い手の育成・確保

<平成18年>		<農業構造の展望（平成27年）>
認定農業者 約23万	→	効率的かつ安定的な家族農業経営 33万～37万
集落営農 約1万2千	→	効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万

## <内容>

### 1. 水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の推進 別紙1

地域農業の活性化を図るため、将来にわたって地域農業を支える担い手を確保しながら、水田作及び大規模畑作を中心に、土地利用型農業の担い手を生産条件不利補正対策及び収入減少影響緩和対策により支援します。高齢者や小規模な農家であっても、面積・所得の特例や市町村特認を活用したり集落営農組織へ参加することにより、本対策に加入できます。

【水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）（特会）

208,670(139,549)百万円】

【生産条件不利補正対策（20年産） 153,153(139,549)百万円】

【収入減少影響緩和対策（19年産） 55,517(0)百万円】

（別途19年度補正予算分 生産条件不利補正対策（19年産）12,562百万円）

### 2. 集落営農への総合的な支援 別紙2

#### （1）集落営農の発展段階に応じたきめ細やかな支援

高齢者や小規模な農家が集落営農に参加する際の不安や誤解をなくし、組織化への意識の醸成や合意を形成するための活動を支援します。また、集落営農の発展段階に応じた相談・助言活動を通じて、組織運営や経営の改善を促進するとともに、新規作物の導入など多角化・複合化による収益向上に向けた集落リーダー等の活動を支援します。

【集落営農総合支援事業 950(0)百万円】

#### （2）機械・施設整備や資金融通の円滑化

特に立上げ間もない集落営農にとって重荷となる初期投資の負担や生産コストを低減しつつ経営の改善を図るため、農作業の共同化や省力化等に必要な機械・施設のリース料を支援します。また、融資を主体とした農業用機械・施設等の導入に際しては、融資残の自己負担部分の軽減策を拡大します。さらに、集落営農が借り受ける農業近代化資金について金利負担を軽減します。

【担い手経営展開支援リース事業 697(374)百万円】

【強い農業づくり交付金のうち集落営農育成・確保緊急整備支援

24,914(34,067)百万円の内数】

【地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業 6,480(3,515)百万円】

【農業近代化資金の金利負担軽減（農山漁村振興基金からの利子助成）45(0)百万円】

### 3. 水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の見直しに併せた担い手支援対策の拡充 別紙3

担い手が生産調整の強化に応じて安心して麦・大豆などの作付けを拡大できるよ

う、過去実績のない場合の支援策を拡大します。また、小麦等穀物の国際相場が急騰する中で、近年、単収向上が著しい先進的な小麦産地やてん菜産地において、地域の生産力に見合った収入の確保等により、小麦・てん菜を安定的に生産し得るよう支援します。さらに、融資を主体とした農業用機械・施設等の導入に際し自己負担分の軽減策（前掲）を拡大するほか、スーパーL資金等の無利子化等、19年度に創設した担い手支援策を引き続き着実に実施します。

【担い手育成・確保支援対策 28,865(17,615)百万円】

(うち担い手経営革新促進事業 17,100(7,100)百万円)

(別途19年度補正予算分 担い手経営革新促進事業のうち先進的小麦生産等支援

10,466百万円)

[担当課：経営局経営政策課(03-3502-6441(直))]

**水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の推進**

【水田・畑作経営所得安定対策（特会）208,670（139,549）百万円】

**対策のポイント**  
 地域農業の活性化を図るため、将来にわたって地域農業を支える担い手を確保しながら、水田作及び大規模畑作を中心に、土地利用型農業の担い手を生産条件不利補正対策及び収入減少影響緩和対策により支援します。高齢者や小規模な農家であっても、面積・所得の特例や市町村特認を活用したり集落営農組織へ参加することにより、本対策に加入できます。

（具体的には）

- 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて、
  - ・ 基準となる3年間（16～18年）の生産実績に基づく毎年一定額の支払
  - ・ その年の生産量・品質に応じた支払
- 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて、
  - ・ 最近の平均収入に比べ当該年の収入が減少した場合の補てんの3つの支援により、地域の担い手の経営安定を図ります。

（対象となる担い手は）

- 個人や法人の個別経営は、認定農業者になって、4ha（北海道は10ha）以上の経営規模を確保する
- 集落営農組織の場合は、20ha以上の経営規模を確保することが原則ですが、以下に掲げるように各種の特例を設けて加入しやすくしています。さらに、20年度からは、既存の各種特例を活用しても本対策に加入できない者であっても、地域農業の担い手として周囲からも認められ、熱意を持って営農に取り組む者であれば、市町村特認により本対策に加入できる道を開きます。

【経営規模要件の特例】

		基本要件	集落の農地が少ない場合の特例 ・ 集落の農地の規模に応じて概ね8割（64%）まで緩和 ・ 中山間地域の集落営農組織は基本原則の5割まで緩和	生産調整組織の場合の特例 （地域の生産調整の実施状況（生産調整率）に応じて緩和）
認定 農業者	北海道	10ha	6.4haまで	/
	都府県	4ha	2.6haまで	
集落営農組織		20ha	12.8haまで	7haまで
うち中山間地域		20ha	10.0haまで	4haまで

所得確保の場合の特例	① 農業所得が市町村基本構想の目標農業所得額の1/2を超え、かつ、 ② 対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが概ね1/3（27%）以上であれば対策の対象となります。
------------	--

市町村特認 （特別な事情による特例）	上記の特例に該当しない者でも、地域農業の担い手として周囲から認められている認定農業者など、対策の対象としなければならない特別な事情がある場合には、市町村からの申請に基づき、国がその特別な事情を審査した上で対象となります。
-----------------------	--

**政策目標**

**担い手の育成・確保**

<平成18年>	<農業構造の展望（平成27年）>	
認定農業者 約23万	→ 効率的かつ安定的な家族農業経営	33万～37万
集落営農 約1万2千	→ 効率的かつ安定的な集落営農経営	2万～4万

<内容>

1. 販売収入では賄えない生産コストの補てん

(1) 過去の生産実績に基づく支払

毎年の作柄にかかわらず、平成16年～18年の間における麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの生産・出荷実績に応じ、それぞれの品目ごとに設定された面積単価に基づく一定額の支払として102,333百万円を措置しています。

(2) 毎年の生産量・品質に基づく支払

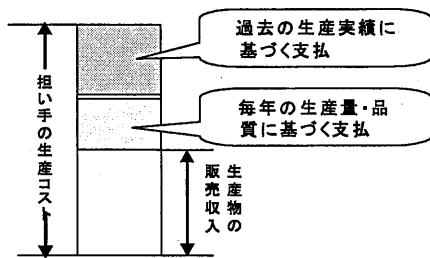
当該年の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの品質別の生産量に応じ、それぞれの品目ごとに設定された数量単価に基づく支払として50,820百万円を措置しています。

この中には、20年産米の生産調整強化等による麦・大豆の生産量の増加に係る所要額3,130百万円を含んでいます。

【生産条件不利補正交付金（特会） 153,153（139,549）百万円】

【対象品目】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



担い手の生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補てんします。

【単価】

	過去の生産実績に基づく交付金の単価 [面積単価(全国平均)]	毎年の生産量・品質に基づく交付金の単価 [数量単価]
小麦	27,740円/10a	2,110円/60kg (Aランク・1等の場合)
大豆	20,230円/10a	2,736円/60kg (2等の場合)
てん菜	28,910円/10a	2,150円/トン (糖度17.1度の場合)
でん粉原料用ばれいしょ	37,030円/10a	3,650円/トン (でん粉含有率17.4%の場合)

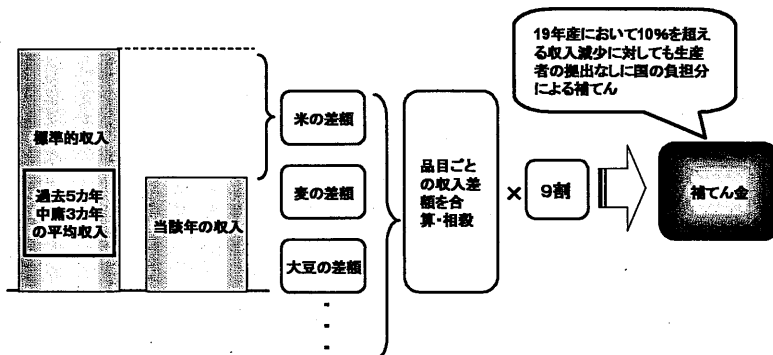
(注)面積単価は、単収の違いを反映して市町村別に設定されています。

2. 販売収入の減少に対する補てん

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょごとの標準的収入（過去5年の中庸3か年の平均収入）と当該年の収入の差額を合算・相殺し、生産者と国の拠出（生産者と国が1対3の割合）により、10%までの収入減少について、減収額の9割の範囲内で補てんを行うための国の負担分として44,372百万円を措置しています。

また、万が一、収入減少が10%を超えた場合の生産者の不安を払拭するため、19年産については特別な措置を講ずることとし、10%を超える収入減少に対して生産者の拠出なしに国の負担分による補てんが行われるよう、11,145百万円を措置しています。

【収入減少影響緩和交付金（特会） 55,517（0）百万円】



[担当課：経営局経営政策課(03-3502-5601(直))]

## 集落営農への総合的な支援

- 【集落営農総合支援事業 950 (0) 百万円】
- 【担い手経営展開支援リース事業 697 (374) 百万円】
- 【強い農業づくり交付金のうち集落営農育成・確保緊急整備支援  
24,914 (34,067) 百万円の内数】
- 【地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業  
6,480 (3,515) 百万円】
- 【農業近代化資金の金利負担軽減  
(農山漁村振興基金からの利子助成) 45 (0) 百万円】

### 対策のポイント

高齢者や小規模な農家も安心して参加できるよう集落営農の組織化や経営の改善など発展段階に応じたきめ細やかな支援を実施します。  
また、融資やリースを活用した農業用機械・施設の整備等に対する支援を強化します。

### <内容>

#### 1. 集落営農の発展段階に応じたきめ細やかな支援

##### (1) 集落営農への参加の促進

高齢者や小規模な農家の不安や誤解を払拭し、集落営農の組織化を推進するため、担い手育成総合支援協議会（集落リーダー等で構成する立ち上げ推進チーム）が農家の意向把握や組織化経験者を招いた研修を行うなど組織の立ち上げまでの活動を支援します。

##### (2) 組織の運営や経営の改善

水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）に加入した集落営農組織の運営や経営の改善を図るため、経理、法人化など組織の状況に応じた課題の解決に必要な相談・助言活動や専門家によるコンサルティング活動を支援します。

##### (3) 多角化・複合化による経営の発展

①新規作物、新品種の導入、②野菜等の農産物直売、③農産物の加工・販売など農業経営の多角化や複合化による収益向上にチャレンジする集落営農組織に対して、試験的な事業実施や集落リーダー等の活動を支援します。

集落営農総合支援事業 950 (0) 百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：担い手育成総合支援協議会（都道府県・地域）

## 2. 融資やリースを活用した農業用機械・施設等の整備

集落営農組織が、規模の拡大や新規作物の導入等の経営の改善を図るため、初期投資負担や生産コストを低減する手段として、農作業の共同化や省力化等に必要な農業用機械・施設をリース方式により導入する場合に、リース料の一部を助成します。

また、農協等が強い農業づくり交付金で整備した農業用機械・施設を、集落営農組織がリース方式で利用できるようにします。

さらに、集落営農組織などの担い手が融資を主体として農業用機械・施設等を導入する際に、融資残の自己負担部分について補助金を交付します。

担い手経営展開支援リース事業	697(374)百万円
補助率：定額（リース料の1/2以内等）	
事業実施主体：民間団体	
強い農業づくり交付金のうち集落営農育成・確保緊急整備支援	
24,914(34,067)百万円の内数	
補助率：定額（1/2以内等）	
事業実施主体：農業協同組合、第3セクター等	
地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業	6,480(3,515)百万円
補助率：融資残額（3/10上限）、定額	
事業実施主体：担い手育成総合支援協議会（地域）	

## 3. 集落営農組織に対する金融支援措置の強化

担い手の育成・確保を加速的に推進するため、平成20年度から21年度の「集中改革期間」に集落営農組織が借り受ける農業近代化資金について、金利負担を軽減するとともに、貸付条件を認定農業者並みに拡充し、集落営農の組織化・法人化を金融面から強力に支援します。

(内容)
① 金利負担軽減幅：最大2%の引下げ (結果として、平成19年12月19日現在の金利水準(1.7%)だと、借受金利は実質無利子)
② 金利負担軽減措置の限度額：3,600万円 (ただし、500万円を超える貸付が対象)
③ 融資率：100%に拡充
④ 資金使途：生産技術・経営方法の習得費、新品種導入費など、長期運転資金等のメニューを追加

【農業近代化資金の金利負担軽減（農山漁村振興基金からの利子助成）45(0)百万円】

担当課：経営局経営政策課	(03-6744-2143 (直))
構造改善課	(03-6744-2148 (直))
金融調整課	(03-3502-7248 (直))



**水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の  
見直しに併せた担い手支援対策の拡充**

【担い手育成・確保支援対策 28,865（17,615）百万円】

**対策のポイント**

水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の見直しと併せ、担い手が生産調整の強化に応じて麦・大豆などの作付けを拡大する場合の支援や、先進的な小麦産地やてん菜産地における品質向上等への支援を行うとともに、19年度に創設した担い手支援策を引き続き着実に実施します。

＜内容＞

**1. 担い手経営革新促進事業 【17,100（7,100）百万円】**

**(1) 麦・大豆などの新規作付けに対する支援**

担い手が、良品質な農産物を効率的に生産するための取組を進めながら、経営規模の拡大や生産調整の強化への対応により、麦・大豆などの作付けを拡大する場合、拡大部分に対し、経営安定が図られる水準の支援を行います。

**(2) 先進的な小麦産地やてん菜産地の取組に対する支援**

小麦等穀物の国際相場が急騰する中で、近年、単収向上が著しい先進的な小麦産地やてん菜産地において、地域の生産力に見合った収入の確保等により、小麦・てん菜が安定的に生産し得るよう支援します。

**(3) 経営革新モデルの実践に対する支援**

稲・麦・大豆など複数の作物を組み合わせた経営の中で、新しい技術を導入しつつ、農地と農業機械の効率的な利活用やそれぞれの作物に対する労働力配分の合理化などの経営革新に取り組む担い手に対し、地域におけるモデル経営としての実践経費を支援します。

補助率：定額

事業実施主体：担い手育成総合支援協議会（都道府県）

**2. 担い手アクションサポート事業 【2,250（3,500）百万円】**

都道府県段階や市町村等の地域段階の担い手育成総合支援協議会に設置したワンストップ窓口において、経営相談、技術指導、法人化支援、農地の利用調整、担い手の組織化支援、再スタート支援など、あらゆる担い手向けのサポート活動を一元的に行います。

補助率：定額、1/2

事業実施主体：担い手育成総合支援協議会（都道府県・地域）

### 3. 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業（再掲）

【6,480(3,515)百万円】

集落営農組織を含む担い手が経営の発展・改善を図るため、農業用機械・施設等を整備する際に、融資残の自己負担部分について補助金を交付します。

また、融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増しにより、金融機関への債務保証（担い手の信用保証）を拡大します。

（補助率：融資残額（3/10上限）、定額）  
事業実施主体：担い手育成総合支援協議会（地域）

### 4. 担い手農地集積高度化促進事業（特会）

【2,100(2,500)百万円】

規模拡大に伴ってほ場が分散しがちな現場の実態に対応して、担い手へ農地をまとまった形で利用集積する取組などについて支援します。

（補助率：定額、1/2）  
事業実施主体：市町村

### 5. スーパーL資金等の無利子化措置、無担保・無保証人によるクイック融資

認定農業者が借り受けるスーパーL資金などを無利子で融通し、担い手の育成・確保を金融面から強力に支援します。また、担い手が緊急に必要とする小口の資金について、迅速に無担保・無保証人での融資の可否を判断します。

[担当課：経営局総務課（03-3502-6432（直））]

## (2) 米政策改革推進対策

【米政策改革推進対策 196,316(189,203)百万円】

### 対策のポイント

水田では、米の消費の減少、輸入に多くを依存している麦、大豆、飼料穀物等の国際需給・価格動向等を踏まえ、米の生産調整を確実に実行し、自給率向上が必要な麦、大豆、飼料作物などや、飼料用米、バイオエタノール米等の非主食用米の生産を着実に定着させる取組を推進します。

### (背景)

- ・ 平成19年産の米価は、米の消費量が年々減少する中で、生産調整の実効性が確保できていないこと等から、大幅に下落する異常事態となっています。
- ・ このため、平成20年産以降の米の生産調整を確実に実行し、水田において自給率向上が必要な麦、大豆、飼料作物などや、飼料用米、バイオエタノール米等の非主食用米の生産を着実に定着させることが必要です。

### 政策目標

20年産米の生産調整の実効性の確保

### <内容>

#### 1. 需要に応じた米づくり・産地づくりの促進(産地づくり対策) 別紙1

##### (1) 産地づくり交付金

米の生産調整の確実な実行と地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する地域水田農業ビジョンに基づいて実施する取組を支援します。これにより、地域の特色ある水田農業の展開を図ります。

【産地づくり交付金 132,669(132,669)百万円】

##### (2) 新需給調整システム定着交付金

当面の措置として、地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を推進します。これにより、新たな需給調整システムの下での円滑な取組を支援します。

【新需給調整システム定着交付金 15,000(15,000)百万円】

### (3) 稲作構造改革促進交付金

20年産米の需要に応じた生産への誘導と担い手への集積を図るため、担い手以外の生産者に対しても米価下落等の影響を緩和するための支援を行います(27,020百万円)。

また、収入減少影響緩和対策において、10%を超える減収に対して生産者の抛出なしに国の負担分のみによる補てんを行うことに合わせ、担い手以外に対しても19年産米を対象とした追加支援を行います(5,424百万円)。

【稲作構造改革促進交付金(特会) 32,444(29,030)百万円】

## 2. 水田の飼料作物生産の振興

別紙2

地域の創意工夫を活かした飼料生産の振興に直接つながる取組を支援します。これにより、水田における効果的な生産の振興を図り、飼料自給率の向上を目指します。

【耕畜連携水田活用対策事業 5,404(5,404)百万円】

## 3. 過去の生産実績がない案件等への対応

担い手が、経営規模の拡大や生産調整の強化への対応により、麦・大豆などの作付けを拡大する場合、拡大部分に対し、経営安定が図られる水準の支援を行います。

担い手経営革新促進事業のうち特定対象農産物の生産支援事業等

10,800(7,100)百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県担い手育成総合支援協議会

### 【その他 19年度補正予算】

20年産米の生産調整を拡大するためのメリット措置として、麦、大豆、飼料作物等の作付拡大や、飼料用米、バイオエタノール米等の非主食用米の低コスト生産技術の確立に取り組む農業者に対する支援を行います。

1 麦、大豆、飼料作物等による長期生産調整実施契約(5年)を締結した農業者に対し、19年産生産調整実施者：5万円/10a、非実施者：3万円/10aの緊急一時金の交付

2 非主食用米低コスト生産技術確立試験契約(3年)を締結した農業者に対し、5万円/10aの緊急一時金の交付

地域水田農業活性化緊急対策 50,000百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会

【担当課：総合食料局食糧部計画課(03-3502-8090(直))】

## 産地づくり対策 ～地域の特色ある水田農業の展開を推進～

【産地づくり対策 180, 113 (176, 699) 百万円】

## 対策のポイント

米の生産調整の確実な実行と地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する地域水田農業ビジョンに基づいて実施する取組を支援します。

(産地づくり対策とは)

- ・ 地域自らの発想・戦略により、水田農業の将来方向を明らかにした「地域水田農業ビジョン」に基づき、需要に応じた作物生産と良好な水田環境の保全を図りながら、水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成します。
- ・ たとえば、有機栽培や地産地消への取組など水田を活用した作物の産地づくりや、農地の流動化、生産の組織化・法人化など担い手の育成に向けた取組を支援します。

## 政策目標

米の生産調整を確実に実行し、水田農業の構造改革を推進

&lt;内容&gt;

## 1. 地域の特色ある水田農業の展開

地域の実情に応じて、地域自らが作成する地域水田農業ビジョンに基づいて実施する取組を支援します。これにより、地域の特色ある水田農業の展開を図ります。

産地づくり交付金 132, 669 (132, 669) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

## 2. 地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を推進

当面の措置として、地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を推進します。これにより、新たな需給調整システムの下での円滑な取組を支援します。

また、一定部分については、前年度の水田における作物の作付状況を踏まえて、都道府県別配分の見直しを行うものとします。

新需給調整システム定着交付金 15, 000 (15, 000) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会

### 3. 米の産地銘柄ごとの需要に応じた生産の誘導と担い手への集積の促進

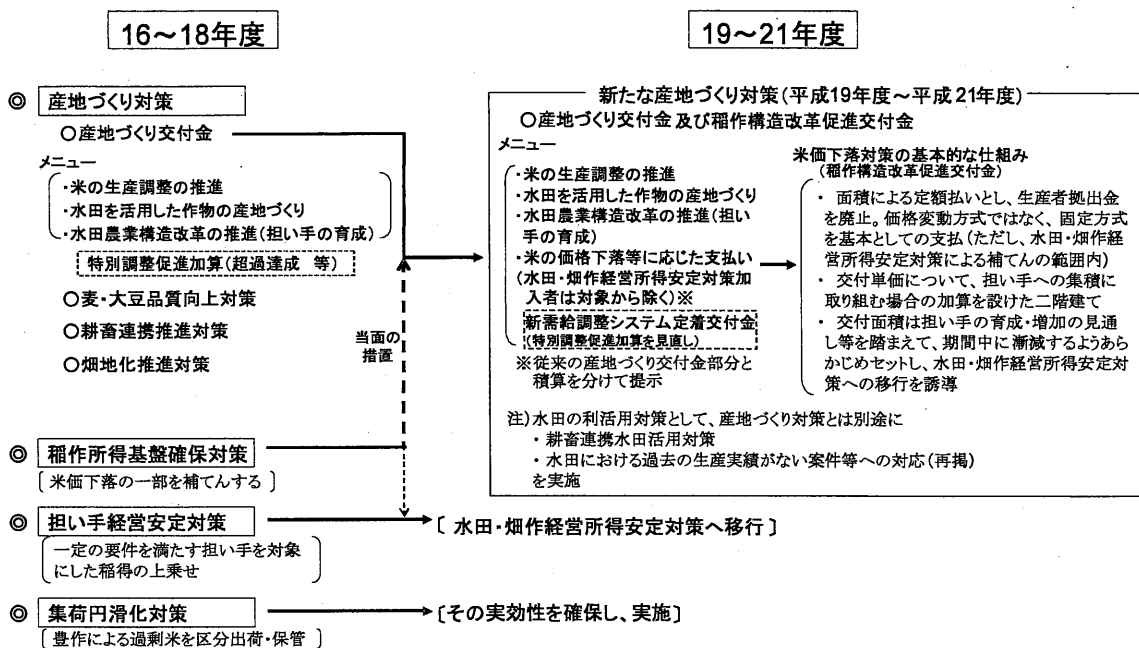
20年産米の需要に応じた生産への誘導と担い手への集積を図るため、担い手以外の生産者に対しても米価下落等の影響を緩和するための支援を行います(27,020百万円)。

また、収入減少影響緩和対策において、10%を超える減収に対して生産者の抛出なしに国の負担分のみによる補てんを行うことに合わせ、担い手以外に対しても19年産米を対象とした追加支援を行います(5,424百万円)。

稲作構造改革促進交付金(特会) 32,444(29,030)百万円  
補助率: 定額  
事業実施主体: 都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

担当課: 生産局農産振興課 (03-3502-5956(直))  
総合食料局食料企画課 (03-3502-7942(直))

#### ○ 米政策改革推進対策の実施



## 水田の飼料作物生産の振興

【**耕畜連携水田活用対策事業 5,404 (5,404) 百万円**】

### 対策のポイント

地域の創意工夫を活かした飼料生産の振興に直接つながる取組を支援する事業を支援します。これにより、水田における効果的な飼料作物の生産振興を図り、飼料自給率の向上を目指します。

(耕畜連携とは)

- ・ 水田を所有する耕種農家と畜産農家の連携を今まで以上に強化することにより、「牛-草-土」の循環による持続的な飼料生産体系を構築します。

### 政策目標

#### 飼料自給率の向上

24% (平成15年度) → 35% (平成27年度)

### <内容>

#### 1. 生産振興助成(地域の創意工夫を活かした飼料生産の取組への支援)

生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等、地域の創意工夫を活かした飼料生産振興を支援します。例えば、地域における水田飼料作物生産に係る調整活動、排水条件の改良等生産条件を改善するための簡易な基盤整備や細断型ロールペーラー等の高性能機械導入等の取組を支援します。

#### 2. 取組面積助成(地域の水田状況に応じた飼料作物作付への支援)

地域の創意工夫により設定した単価に基づいて、稲発酵粗飼料など地域の水田状況に適した飼料作物の生産や肉用牛放牧等の取組を支援します。

耕畜連携水田活用対策事業 5,404 (5,404) 百万円

補助率：1/2以内、定額

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会

[担当課：生産局畜産部畜産振興課 (03-3502-5993(直))] ]

### (3) 農地・水・環境保全向上対策

【農地・水・環境保全向上対策 30,186(30,286)百万円】

#### 対策のポイント

農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動を実施する地域等を支援します。

(交付金の支払いの対象となる活動の例)

- ・ 水路や農道の機能診断、予防保全対策を行うなど、農業用施設を長寿命化する活動
- ・ 棚田の石垣積みなど、農村景観を保全・形成する活動
- ・ 水田の冬期たん水による渡り鳥のえさ場の確保など、農村自然環境を保全・再生する活動
- ・ 化学肥料や化学合成農薬の大幅低減など、環境負荷を大幅に低減する先進的な営農活動

#### 政策目標

効果の高い地域共同の取組を5年で拠点的实施から全国展開へ全国でモデル的に実施(18年度)→農振農用地の概ね半分で実施(23年度)

#### <内容>

##### 1. 効果の高い共同活動への支援

社会共通資本である農地・農業用水等の資源を適切に保全し、質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い活動を実施する地域を支援します。

共同活動支援交付金 25,588(25,588)百万円

補助率：定額

事業実施主体：地域協議会

##### 2. 営農活動への支援

化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動等を支援します。

営農活動支援交付金 2,986(2,986)百万円

補助率：定額

事業実施主体：地域協議会

##### 3. 対策の定着に向けた支援の適正かつ円滑な実施の確保

本対策の定着に向けて、地域協議会及び地方公共団体が実施する推進事務等の適正かつ円滑な実施を確保します。

農地・水・環境保全向上活動推進交付金 1,612(1,712)百万円

補助率：定額

事業実施主体：地域協議会、地方公共団体

#### <事務の簡素化>

活動組織が行う採択申請及び報告の事務負担を軽減するため、提出書類を大幅に削減・簡素化するとともに、実施の確認のための作業日報等の資料についても簡素化しました。

[担当課：農村振興局農地整備課 (03-6744-2447(直))]

## 2 農地政策の改革に向けた取組

### (1) 農地情報のデータベース化の推進

【農地情報のデータベース化の推進 10,617(2,222)百万円】

#### 対策のポイント

農地の所有や利用の状況等に関する情報を関係機関が共有できるよう、農地に関する情報と地図情報を結合した農地情報図を共通のデータベースとして整備し、相互活用できるよう支援します。

また、新規参入者等に必要な貸出農地の情報、賃借料等の情報について、全国どこからでもアクセスできる体制を整備します。

#### (農地情報のデータベース化)

農地に関する情報は、市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関がバラバラに保有しており、有効活用されておられません。

このため、これらの関係機関が、個々に保有している情報を共通のデータベースとなる農地情報図として整備することで、例えば、面的集積の取組への活用、耕作放棄地解消対策の推進、農地法の許可事務、ブロックローテーション等作付体系の検討、基盤整備の賦課金徴収及び土地改良施設の維持・管理・更新などの業務を効率的に行えるようになります。

#### 政策目標

平成21年度までに農地情報図の基盤となる地図を整備

#### <内容>

##### 1. 農地情報のデータベース化

関係機関が保有している所有者、耕作者、地番、面積、地目、作付状況及び基盤整備情報等の農地に関する情報と水土里情報センター（県土連）が整備する地図情報とを結合した農地情報図の整備を支援します。

##### (1) 地図情報整備の加速化及び基盤整備情報等の整備を支援

地図情報の整備を加速化するとともに、基盤整備情報等の整備を支援します。

水土里情報利活用促進事業 9,699(2,222)百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県土地改良事業団体連合会、

全国土地改良事業団体連合会、(財)日本水土総合研究所

## (2) 農地に関する情報と地図情報との結合等を支援

所有者、耕作者、地番、面積、地目及び作付状況等の農地に関する情報と水土里情報センター（県土連）が整備する地図情報との結合等を支援します。

面的集積農地情報整備促進事業 868（0）百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会

## 2. 貸出物件情報等を提供するシステムの構築

新規参入者等が必要とする農地の貸出物件情報や賃借料情報等について、個人情報の保護に留意し、全国どこからでもアクセスできるシステムを構築します。

農地情報提供システム構築事業 50（0）百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

担当課：経営局構造改善課（03-6744-2148（直））  
農村振興局地域整備課（03-3501-8359（直））

# 農地情報のデータベース化に対する支援

## 現 状

面的集積に必要な農地情報

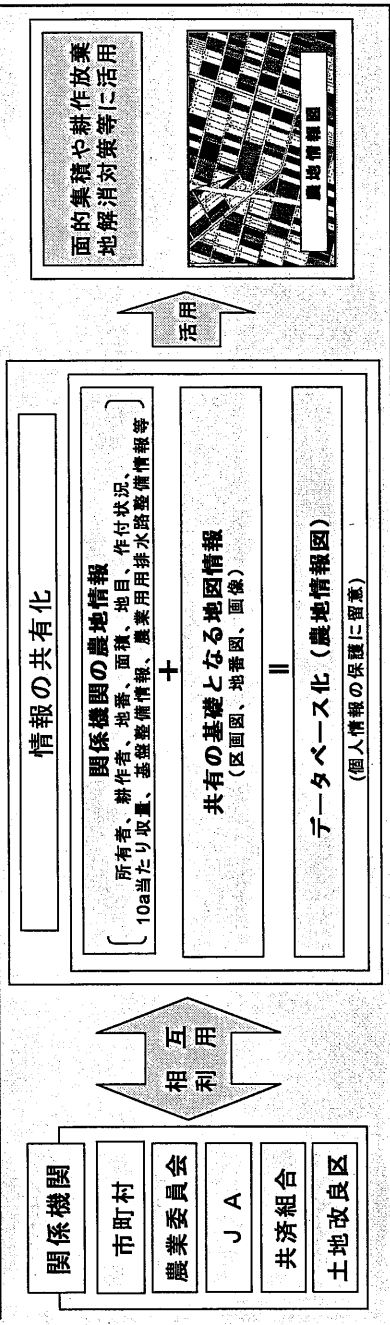
- ・ 農地について、市町村、農業委員会、土地改良区等関係機関が情報をバラバラに保有しており、有効に活用されていない。

新規参入等に必要な農地情報

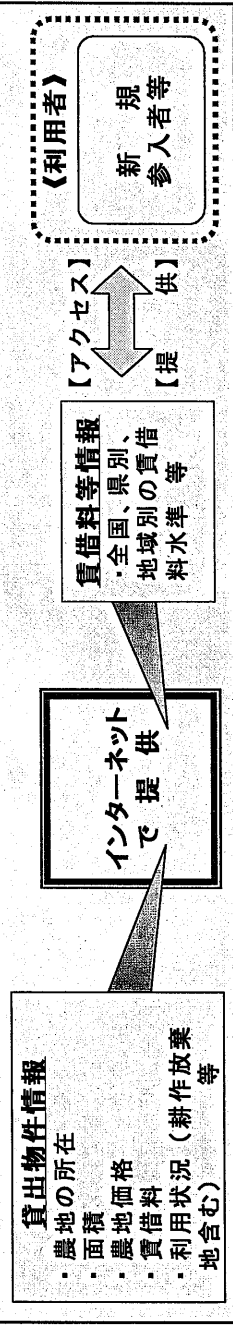
- ・ 農地の貸付・売却物件について、どこに、どんな農地が(田畑別、整備の有無、区画面積など)、どんな条件で(価格、小作料、期間、相手方など)等の情報が把握・整理されていない。また、全国的に提供できるものとなっていない。
- ・ 農地の実勢の取引情報(価格、小作料の水準、作業料金等)についても、キメ細かに把握・整理されていないので、相場感がつかめな

## 内 容

- 農地情報を関係機関が共有化するため、情報の基礎となる地図情報が保有している必要な情報を載せて一元化・データベース化(農地情報図の整備)
- それぞれの地域の実情に応じて、農地情報図を関係機関共有のデータベースとして位置付け、ここから必要な農地情報を関係機関に提供
- 情報の提供に当たっては、個人情報保護に十分に留意



- 貸出物件等情報や賃借料水準等の情報を全国的・広域的に提供し、新規参入等がアクセスできる体制を整備



## 支 援 措 置

- 農地情報を関係機関が共有化するため、関係機関の農地情報と共有の基盤となる地図情報を結合したデータベースの構築(農地情報図の整備)等を支援
- 貸出物件・取引情報(賃借料水準)等を全国的・広域的に提供するための体制を整備

## (2) 耕作放棄地解消緊急対策

【耕作放棄地解消緊急対策 72,791(67,121)百万円ほか】

### 対策のポイント

耕作放棄地を解消するため、地域の農地の有効利用を促進するほか、集落での農地の保全管理等、種々の耕作放棄地解消・発生防止活動を支援します。

(耕作放棄地とは)

耕作放棄地とは、「以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりとした考えのない土地」のことです。

耕作放棄地は、全国に38万6千ha(2005年農林業センサス)存在し、食料の安定供給や農業の多面的機能の発揮の観点から、その早急な解消が必要です。

### 政策目標

5年程度を目途に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指す取組を推進

<内容>

#### 1. 耕作放棄地実態調査の実施

別紙1

国が選定した地域において耕作放棄地の実態を正確に把握することにより、市町村が合理的基準に基づいて農業上の利用再開を図る耕作放棄地を選定するための指針を作成し、耕作放棄地の解消を促進します。

【耕作放棄地解消推進基礎調査委託 85(0)百万円】

#### 2. 農地の利用促進等の取組支援

別紙2

農地の利用促進等による耕作放棄地の解消・発生防止のため、農地利用調整に係る活動費等を交付する等、その取組を支援します。また、基盤整備の機動的実施と併せて、耕作放棄地の利用を促進するための取組を支援するとともに、農地の保全管理、景観形成及び農外利用等に関し専門的知識を有するボランティア等による耕作放棄地解消活動に対しても支援を行います。

【担い手アクションサポート事業 2,250(3,500)百万円の内数】

【担い手農地集積高度化促進事業(特会) 2,100(2,500)百万円の内数】

【農地情報提供システム構築事業 50(0)百万円】

【強い農業づくり交付金 24,914(34,067)百万円の内数】

【耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(公共) 1,000(0)百万円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 30,546(34,088)百万円の内数】

【戦略的畑地農業振興支援事業 200(100)百万円】

#### 3. 耕作放棄地への企業等の農業参入円滑化への取組支援

別紙3

耕作放棄地を活用した企業等の農業参入の円滑化を図る観点から、参入希望企業等への各種情報提供、農地利用調整活動、農地の条件整備及び農業用機械・施設のリース等を支援します。

さらに、参入企業等自らが耕作放棄地を営農可能な状態に回復するための取組について支援します。

【企業等農業参入支援全国推進事業 18(20)百万円】

【特定法人等農地利用調整緊急支援事業 14(15)百万円】

【強い農業づくり交付金 24,914(34,067)百万円の内数】

【企業等農業参入支援推進事業(特会) 379(430)百万円】

【企業等農業参入支援加速リース促進事業(貸付枠)(特会) 20年度貸付枠954百万円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 30,546(34,088)百万円の内数】

#### 4. 農地等を集落等が共同で管理する取組を支援

別紙4

中山間地域等において、平地地域との農業生産条件の不利を補正するため、農家等へ交付金を交付し、農業生産活動の維持を通じて耕作放棄地の発生を防止します。また、小規模・高齢化集落に存在する水路、農道等の保全管理活動や集落等を中心とした活動組織の共同活動により耕作放棄地を保全する取組を支援します。

さらに、農地・水・環境保全向上対策の活動組織が参画した耕作放棄地解消の取組に対して支援を行います。

【中山間地域等直接支払交付金 22,146(22,146)百万円】

【小規模・高齢化集落支援モデル事業 236(0)百万円】

【農地・水・環境保全向上対策のうち共同活動支援交付金

25,588(25,588)百万円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 30,546(34,088)百万円の内数】

#### 5. 市民農園としての活用への取組を支援

別紙5

耕作放棄地を都市住民等がレクリエーション目的で利用するための市民農園の整備等に関する取組を支援します。また、滞在型市民農園の開設を促し、耕作放棄地の有効活用を進めます。

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 30,546(34,088)百万円の内数】

【広域連携共生・対流等対策交付金 973(800)百万円の内数】

#### 6. 飼料増産・放牧等への取組支援

別紙6

飼料作物、バイオマス作物等の省力作物の作付け促進を図るほか、放牧や鳥獣害対策を推進し、耕作放棄地の解消と発生防止を進めます。

【粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業 424(0)百万円】

【耕畜連携水田活用対策事業 5,404(5,404)百万円】

【強い農業づくり交付金 24,914(34,067)百万円の内数】

【草地畜産基盤整備事業(公共) 14,390(13,418)百万円】

【生産性限界打破事業 703(0)百万円の内数】

【地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業

57(0)百万円】

【粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発 519(506)百万円の内数】

【鳥獣害防止総合対策事業 2,800(0)百万円】

#### 7. 植林転用により森林として管理するための取組支援

農地としての利用が困難とされる耕作放棄地を、転用等により森林として管理する場合、耕作放棄地における人工造林等の実施に対して助成を行います。

【美しい森林づくり基盤整備交付金(公共) 1,000(0)百万円の内数】

補助率：1/2

事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

[担当課：農村振興局企画部地域計画官 (03-6744-2442(直))]

## 耕作放棄地実態調査の実施

【85（0）百万円】

### 対策のポイント

国が選定した地域において耕作放棄地の実態を正確に把握することにより、市町村が合理的基準に基づいて農業上の利用再開を図る耕作放棄地を選定するための指針を作成し、耕作放棄地の解消を促進します。

### <内容>

耕作放棄地解消推進基礎調査委託

【85（0）百万円】

#### （1）耕作放棄地の実態把握

耕作放棄地の実態把握に努めている市町村や農業委員会等と連携し、国が選定した地域において、耕作放棄地の実態を把握し、団地構成や基盤整備状況等から農業上の利用が望ましいと考えられる耕作放棄地を峻別します。

#### （2）調査結果等を踏まえた耕作放棄地解消計画策定指針の作成

専門家による検討委員会において、（1）の調査結果と地域の農業情勢等を勘案しつつ耕作放棄地解消計画策定指針を作成し、耕作放棄地解消に取り組む全国の都道府県及び市町村に提供します。

[担当課：農村振興局企画部地域計画官（03-6744-2442（直））]

## 農地の利用促進等の取組支援

【1, 250 (100) 百万円ほか】

### 対策のポイント

農地の利用促進等による耕作放棄地の解消・発生防止のため、農地利用調整に係る活動費等を交付する等、その取組を支援します。また、基盤整備の機動的実施と併せて、耕作放棄地の利用を促進するための取組を支援するとともに、農地の保全管理、景観形成及び農外利用等に関し専門的知識を有するボランティア等による耕作放棄地解消活動に対しても支援を行います。

### <内容>

1. 担い手アクションサポート事業 【2, 250 (3, 500) 百万円の内数】

地域における担い手の育成・確保、耕作放棄地の有効利用等を推進するため、認定農業者への農地の利用集積の促進及び農地監視活動等の農地の利用調整活動等を実施します。

補助率：定額

事業実施主体：担い手育成総合支援協議会（都道府県・地域）
  
2. 担い手農地集積高度化促進事業（特会）【2, 100 (2, 500) 百万円の内数】

耕作放棄地を利用集積した場合、農用地利用改善団体等に促進費を支払います。

補助率：定額、1/2

事業実施主体：市町村
  
3. 農地情報提供システム構築事業 【50 (0) 百万円】

新規参入者等が必要とする農地の貸出物件情報や賃借料情報等を全国的に提供するシステムを構築します。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体
  
4. 強い農業づくり交付金 【24, 914 (34, 067) 百万円の内数】

優良農地利用高度化のための新技術の導入を推進する普及組織の活動を支援します。

補助率：定額

事業実施主体：都道府県（普及組織）

**5. 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（公共） 【1,000(0)百万円】**

耕作放棄地の解消・発生防止に向けた地域の取組を支援するため、基盤整備と関連支援策を一体的に実施します。

補助率：1/2、定額等  
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、農業協同組合

**6. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金**

**【30,546(34,088)百万円の内数】**

(1) 耕作放棄地の解消等に必要な基盤整備等の機動的な実施と併せて、新規参入等を含めた担い手の確保や土地利用調整等を支援します。

(2) 耕作放棄地の解消・再活用に向けた調査・調整活動及び多様なボランティア活動等を支援します。

また、耕作放棄地を教育ファーム等多目的な形で活用するための土地条件の整備やその利用促進等を支援します。

(3) 耕作放棄地等を活用した産地の育成強化のための取組、周辺耕作放棄地等の基本的整備を実施します。

補助率：定額、1/2等  
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、農業協同組合、民間団体等

**7. 戦略的畑地農業振興支援事業**

**【200(100)百万円】**

耕作放棄地等を活用した整備構想の策定など産地の育成強化のための取組を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

担当課：大臣官房企画評価課 (03-3502-7134 (直))  
経営局構造改善課 (03-6744-2151 (直))  
普及・女性課 (03-3593-6497 (直))  
農村振興局企画部地域計画官 (03-6744-2442 (直))  
整備部水利整備課 (03-3502-6232 (直))  
農地整備課 (03-6744-2208 (直))

## 耕作放棄地への企業等の農業参入円滑化への取組支援

【411（465）百万円ほか】

### 対策のポイント

耕作放棄地を活用した企業等の農業参入の円滑化を図る観点から、参入希望企業等への各種情報提供、農地利用調整活動、農地の条件整備及び農業用機械・施設のリース等を支援します。

さらに、参入企業等自らが耕作放棄地を営農可能な状態に回復するための取組について支援します。

### <内容>

#### 1. 企業等農業参入支援全国推進事業

【18（20）百万円】

農業参入促進のための研修会、広報活動、個別相談を実施し、企業等の農業参入の円滑化を図ります。

（ 補助率：定額  
事業実施主体：民間団体 ）

#### 2. 特定法人等農地利用調整緊急支援事業

【14（15）百万円】

耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組を加速化するため、特定法人貸付事業による企業等の参入の円滑かつ積極的な推進に資するよう、参入希望のある特定法人に関する情報を収集し、農業委員会系統組織へ提供します。

（ 補助率：定額  
事業実施主体：全国農業会議所 ）

#### 3. 強い農業づくり交付金

【24,914（34,067）百万円の内数】

(1) 優良農地利用高度化のための新技術の導入を推進する普及組織の活動を支援します。

(2) 耕作放棄地の解消を促進するため、農業委員会が、企業が円滑に農業に参入できるよう企業の意向を把握し必要な情報を提供するとともに、参入希望のある企業等に対し農地の利用調整活動を実施します。

（ 補助率：定額  
事業実施主体：(1) 都道府県（普及組織）、(2) 都道府県農業会議、農業委員会 ）

4. 企業等農業参入支援推進事業（特会） 【379（430）百万円】

企業等が利用する農地の測量調査等や小作料一括前払い及び簡易な基盤整備に必要な経費を支援します。

平成20年度から、簡易な基盤整備を企業等自らが整備できるようになります。

補助率：定額、1/2以内  
事業実施主体：市町村、農地保有合理化法人、特定法人

5. 企業等農業参入支援加速リース促進事業（貸付枠）（特会）

企業等への農業用機械・施設リースを支援（貸付枠954百万円）し、農業参入の初期投資を軽減します。

補助率：定額  
事業実施主体：（社）全国農地保有合理化協会、農地保有合理化法人

6. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【30,546（34,088）百万円の内数】

耕作放棄地を活用して、農業生産法人以外の法人に対し農地を貸し付ける場合、市町村又は農地保有合理化法人が基盤整備するのに要する経費を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体、農業協同組合、民間団体

担当課：大臣官房企画評価課 (03-3502-7134 (直))  
経営局構造改善課 (03-6744-2151 (直))  
普及・女性課 (03-3593-6497 (直))  
農村振興局企画部地域計画官 (03-6744-2442 (直))

## 農地等を集落等が共同で管理する取組を支援

【47,970(47,734)百万円】

### 対策のポイント

中山間地域等において、平地地域との農業生産条件の不利を補正するため、農家等へ交付金を交付し、農業生産活動の維持を通じて耕作放棄地の発生を防止します。また、小規模・高齢化集落に存在する水路、農道等の保安全管理活動や集落等を中心とした活動組織の共同活動により耕作放棄地を保全する取組を支援します。

さらに、農地・水・環境保全向上対策の活動組織が参画した耕作放棄地解消の取組に対して支援を行います。

### <内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 【22,146(22,146)百万円】

中山間地域等において、平地地域との農業生産条件の不利を補正するため、農家等へ交付金を交付することにより、農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防止し多面的機能の確保を図ります。

（ 補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体 ）

2. 小規模・高齢化集落支援モデル事業 【236(0)百万円】

中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる集落等が、集落間の連携により、小規模・高齢化集落に出向いて、水路、農道等の保安全管理活動（点検、簡易な補修等）を行う取組を支援します。

（ 補助率：定額  
事業実施主体：集落連携促進協議会 ）

3. 農地・水・環境保全向上対策のうち共同活動支援交付金 【25,588(25,588)百万円】

集落等を中心とした対象活動組織の共同活動により耕作放棄地を保全する取組を支援します。

（ 補助率：定額  
事業実施主体：地域協議会 ）

4. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 【30,546(34,088)百万円の内数】

農地・水・環境保全向上対策の対象活動組織が参画した耕作放棄地解消の取組を支援します。

（ 補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体、農業協同組合、民間団体 ）

（ 担当課：大臣官房企画評価課 (03-3502-7134 (直))  
農村振興局企画部地域計画官 (03-6744-2442 (直))  
整備部農地整備課 (03-3592-0302 (直))  
地域整備課 (03-3501-8359 (直)) ）

## 市民農園としての活用への取組を支援

### 対策のポイント

耕作放棄地を都市住民等がレクリエーション目的で利用するための市民農園の整備等に関する取組を支援します。また、滞在型市民農園の開設を促し、耕作放棄地の有効活用を進めます。

### <内容>

#### 1. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【30,546(34,088)百万円の内数】

(1) 多様な主体が耕作放棄地を活用して市民農園を開設する際に必要となる整備を実施します。

(2) 農村地域での滞在型市民農園整備を支援し、耕作放棄地の有効活用を進めます。

補助率：定額

事業実施主体：地方公共団体、農業協同組合、土地改良区、民間団体等

#### 2. 広域連携共生・対流等対策交付金

【973(800)百万円の内数】

耕作放棄地の有効活用を図るため、都市部における市民農園の整備、農村地域における滞在型市民農園の整備等を支援します。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

担当課：大臣官房企画評価課

(03-3502-7134 (直))

農村振興局企画部農村政策課

(03-3502-0033 (直))

地域計画官

(03-6744-2442 (直))

## 飼料増産・放牧等への取組支援

【23,075(18,822)百万円ほか】

### 対策のポイント

飼料作物、バイオマス作物等の省力作物の作付け促進を図るほか、放牧や鳥獣害対策を推進し、耕作放棄地の解消と発生防止を進めます。

### <内容>

1. 粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業 【424(0)百万円】

耕作放棄地の草地としての有効活用を普及・促進する取組を支援します。

補助率：定額

事業実施主体：都道府県飼料増産推進協議会

2. 耕畜連携水田活用対策事業 【5,404(5,404)百万円】

水田における創意工夫を活かした飼料生産振興への取組を支援します。

補助率：定額、1/2以内

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

3. 強い農業づくり交付金 【24,914(34,067)百万円の内数】

地方の高い自主性と裁量に基づく飼料増産への取組を支援します。

補助率：定額、1/2以内、1/3以内

事業実施主体：地方公共団体、民間団体

4. 草地畜産基盤整備事業（公共） 【14,390(13,418)百万円】

飼料基盤の整備等を実施します。

補助率：1/2以内、55/100以内、2/3以内

事業実施主体：都道府県、都道府県農業公社

5. 生産性限界打破事業 【703(0)百万円の内数】

多収米を用いた超低コスト米生産技術を実証します。

補助率：定額、1/2以内

事業実施主体：民間団体

6. 地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業

【57(0)百万円】

既存の機械装備や遊休農地を活用した低コストなたね生産技術の実証等により、地産地消型のバイオディーゼル燃料の利用モデルを確立します。

（補助率：定額、1/2以内  
事業実施主体：市町村、民間団体）

7. 粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発 【519(506)百万円の内数】

飼料米の省力多収生産や、水田放牧利用の促進のための技術開発を実施します。

（事業実施主体：民間団体等）

8. 鳥獣害防止総合対策事業

【2,800(0)百万円】

鳥獣被害防止に向けた、個体数調整、被害防除、生息環境管理の取組を総合的に支援します。

（補助率：定額、1/2以内等  
事業実施主体：民間団体）

（担当課：生産局農産振興課 (03-3502-5956 (直))  
生産技術課 (03-6744-2111 (直))  
畜産振興課 (03-3502-5993 (直))  
農林水産技術会議事務局研究開発課 (03-3501-0966 (直))

### (3) 面的集積の仕組みのモデル的实施

【面的集積の仕組みのモデル的实施 999(0)百万円】

#### 対策のポイント

農地を面としてまとまった形で集積していくため、現場に働きかけ、委任・代理で農地を集めて、再配分する仕組みについて点検・検証すべく、モデル的な取組を支援します。

#### (農地の分散状況)

農村地域の高齢化・過疎化等が進展する中で、今後とも地域の農地を守っていくためには、適切に農地の受け手に任せていけるような農地の利用調整をしていくことが重要です。

しかし、認定農業者等のアンケート調査（平成18年度農地の面的集積に関する市町村実態調査）によれば、平均で約15haの経営農地は約30団地に分かれ、1団地の平均面積は0.5haと小さく、最も離れている農地間の平均距離は3.7kmでした。農地の面的集積を図らなければ、農業経営の改善はもとより、農地の引受けも困難となります。

#### 政策目標

担い手が経営する農地のうち面的集積される割合  
平成27年に7割程度を実現

#### <内容>

##### 1. 面的集積の取組を円滑に実施するための支援

モデル的な取組の中で、面的にまとまった形で農地の利用集積を行った場合の奨励金の交付や面的集積の仕組みの運営及び活動に要する経費の支援を行います。

農地面的集積支援モデル事業（特会） 374(0)百万円  
補助率：6/10、定額  
事業実施主体：市町村、地域担い手育成総合支援協議会、  
農業協同組合、市町村農業公社等

##### 2. 面的集積された農地を効率的に利用するための支援

モデル的な取組を行う地域において、面的集積された農地を効率的に利用するための支援を行います。

###### (1) 簡易な基盤整備（田畑なおし）の支援

面的集積された農地について、低コストかつ機動的な畦畔除去等の「田畑なおし」を支援します。

面的集積条件整備モデル事業 40(0)百万円  
補助率：1/2、2/3、5/6、10/10  
事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会、農業生産法人、農業者等

###### (2) 農業用機械・施設等の整備への支援

面的集積された農地を効率的に利用するため、主に融資を活用した農業用機械・施設等の整備に対して支援します。

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業のうち面的集積タイプ  
585(0)百万円  
補助率：融資残額（3/10上限）、定額  
事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会  
[担当課：経営局構造改善課（03-3501-3741(直)）]

## 面的集積の仕組みのモデル的实施の概要

- 農地を面としてまとめた形で集積していくため、現場に働きかけ、委託・代理で農地を集めて、再配分する仕組みについて点検・検証すべく、モデル的な取組を支援。

### モデル事業実施市町村を選定

#### 【選定の考え方】

- ① 全国10市町村（1市町村あたり3地区程度）で実施。
- ② 平地、中山間、都市周辺からそれぞれ選定（平地地域を中心）。
- ③ 仕組みの運営体制の中心として担い手協議会、JA、市町村公社からそれぞれ選定。

### モデル地区で実施する事項

#### 面的集積の仕組みを運営する体制を整備

- ・ 集落への働きかけ、合意形成（農地所有者等からの委任の取付け）への誘導
- ・ 面的集積のための計画を作成
- ・ 地域で実践活動を行うまともな役割を配置

#### 農地情報の提供

- ・ 農地の利用状況を提示
- ・ 面的集積の計画作成の際に活用

#### 奨励金の交付

- ・ 面的集積された面積に応じて、奨励金を交付（平均単価15,000円/10a）

#### 農地を効率的に利用するための支援

- ・ 面的集積された農地に対して畦畔除去等の簡易な基盤整備を支援
- ・ 主に融資を活用した農業用機械・施設等の整備を支援



地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業(面的集積タイプ)

農地的集積支援モデル事業



農地的集積支援モデル事業



面的集積条件整備モデル事業



### 3 農山漁村地域を守り活性化する施策の推進

#### (1) 農山漁村活性化に向けた地域の創意工夫の後押し

【農山漁村活性化対策 188,911(178,121)百万円】  
対策のポイント

農山漁村への定住や都市との地域間交流を一層促進するための整備や都市と農山漁村の共生・対流の国民運動を促進します。また、農山漁村における豊かな人間関係・社会的なつながりの維持・再生の取組や農林水産業と商業・工業等の連携促進を支援するなど、農山漁村の活性化に向けた地域の創意工夫を積極的に後押しします。

#### (農山漁村活性化法)

人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることを背景に、農山漁村における定住や二地域居住及び農山漁村と都市との地域間交流を促進することにより農山漁村の活性化を図ることを目的として、平成19年8月1日に施行されました。

#### 政策目標

平成23年度までの5年間に全国の市町村の過半(1,000以上)で居住者、滞在者の増加につながる農山漁村の活性化に向けた新たな取組を創出

#### <内容>

#### 1. 農山漁村への定住等及び地域間交流を通じた農山漁村活性化支援 別紙1

農山漁村活性化法に基づき、定住や二地域居住、地域間交流を一層促進するために必要な施設整備等の取組をきめ細かく支援します。また、各省連携による小学生的の長期宿泊体験活動の推進、民間主体による共生・対流の国民的運動を自立的・持続的に展開します。

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 30,546(34,088)百万円の内数】

【広域連携共生・対流等対策交付金 973(800)百万円の内数】

【賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業 68(0)百万円】

#### 2. 地域を支える人のつながりの維持・再生と資源保全の取組への支援 別紙2

農山漁村の豊かな人間関係とつながりを再生し、地域自ら考え行動する力を向上させる取組や地域資源を適切に維持するための取組を支援します。

【<sup>ふるさと</sup>農山漁村地域力発掘支援モデル事業 1,110(0)百万円】

【農地・水・環境保全向上対策 30,186(30,286)百万円】

【ストックマネジメント技術高度化事業(公共) 1,788(0)百万円】

【基幹水利施設ストックマネジメント事業(公共) 6,500(4,000)百万円】

### 3. 中山間地域等条件不利地域への支援

別紙3

中山間地域等の条件不利地域において、農業生産活動の継続による多面的機能が確保されるよう、中山間地域等直接支払制度を着実に推進するとともに、小規模・高齢化集落の水路、農道等の地域資源を保全管理するための活動を支援します。

【中山間地域等直接支払交付金 22,146(22,146)百万円】

【小規模・高齢化集落支援モデル事業 236(0)百万円】

### 4. 農林水産業と商業・工業等の産業間での連携の促進

地域の基幹産業である農林水産業と商業・工業等の分野が連携し、相乗効果を発揮していくことをねらいとして、地域産品に関する販売促進・新商品開発、地域産業におけるイノベーションの促進等に対する支援を実施し、地域の活性化を図ります。

【食料産業クラスター展開事業 609(609)百万円】

【新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 5,200(0)百万円の内数】

【地産地消関連対策 834(794)百万円】

【IT活用型営農成果重視事業 76(95)百万円】

【漁業再チャレンジ支援事業 518(555)百万円】

【新需要創造対策 630(1,010)百万円】

【地域流通モデル構築支援事業 20(0)百万円】

【食品産業HACCP等普及促進事業 150(0)百万円】

### 5. 地域の創意工夫をいかした取組への総合的支援

食育の一環としての教育ファーム、地産地消、有機農業への取組や輸出への取組、生産基盤・生活環境整備等の地域の創意工夫をいかした取組を総合的に支援します。

【にっぽん食育推進事業 2,776(3,815)百万円の内数】

【地産地消モデルタウン事業 321(281)百万円】

【有機農業総合支援対策 457(54)百万円】

【村づくり交付金(公共) 29,560(28,528)百万円】

【里山エリア再生交付金(公共) 9,900(9,822)百万円】

【山村再生総合対策事業 300(0)百万円】

【漁村再生交付金(公共) 7,746(8,505)百万円】

【農林水産物等輸出促進対策 600(600)百万円】

【農村振興総合整備事業(公共) 6,148(5,335)百万円】

【中山間地域総合整備事業(公共) 33,014(30,467)百万円】

【畑地帯総合整備事業(公共) 35,994(35,033)百万円】

【水産物流通機能高度化対策事業(公共) 98,753(0)百万円の内数】

[担当課：農村振興局農村政策課 (03-3591-8651 (直))] ]

## 都市と農山漁村の共生・対流対策

【1,041(800)百万円】

## 対策のポイント

総務省、文科省等と連携して、小学生1学年規模の宿泊体験の受入れが可能な体制の整備に向けたモデルづくりや、民間の力を活用した新たな共生・対流の国民運動等への支援を行います。

## &lt;内容&gt;

## 1. 農山漁村への定住等及び地域間交流の促進のための施設整備

小学生1学年規模で宿泊体験活動ができるようにするため、農林漁家の空き家及び廃校などの地域の既存ストックを活用した宿泊体験活動受入拠点施設の整備等を進めるとともに、農山漁村の地域資源へのアクセスを改善する「農村のみち」の整備への支援等を行います。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 30,546(34,088)百万円の内数  
補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体

## 2. 都市と農山漁村の共生・対流の国民運動の促進

農山漁村旅行商品の開発・提供や民間企業が行う社会貢献活動との連携など、民間主体による共生・対流の国民運動の新たな展開を支援します。

賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業 68(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

## 3. 各省連携による小学生の宿泊体験等の全国的な展開

総務省、文科省等との連携により、小学生1学年規模の宿泊体験が可能な体制の整備に向けた受入拡大モデルの構築等を支援します。(将来は年間120万人の受入れを目標)

広域連携共生・対流等対策交付金 973(800)百万円の内数  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

[担当課：農村振興局農村政策課 (03-3591-8651 (直))] ]

## 農山漁村における豊かな人のつながりの維持・再生

【39,584(34,286)百万円】

### 対策のポイント

農山漁村に住む人たちのつながりを維持・再生し、地域自ら考え行動する力によって、農山漁村の持続的な発展の基礎をなす「農山漁村生活空間」や「地域資源」を適切に維持・保全・活用するための取組を支援します。

### <内容>

#### 1. 農山漁村生活空間の保全・活用

地域住民に加え、都市住民、NPO、企業等の多様な主体の協働により、伝統文化等の有形無形の資源からなる「農山漁村生活空間」を保全・活用するモデル的な取組を支援します。

<sup>ふるさと</sup>  
 農山漁村地域力発掘支援モデル事業 1,110(0)百万円  
 補助率：定額  
 事業実施主体：地域協議会、民間団体

#### 2. 農地・水・環境保全向上対策の推進

農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動を実施する地域等を支援します。

農地・水・環境保全向上対策 30,186(30,286)百万円  
 補助率：定額  
 事業実施主体：地域協議会、地方公共団体

#### 3. 地域資源の保全に向けた新たな政策手法の展開

農業生産に不可欠な水を供給する農業水利施設の機能を最も効率的かつ経済的に維持するため、既存施設の有効活用・長寿命化を推進していきます。

【ストックマネジメント技術高度化事業（公共）1,788(0)百万円】

【基幹水利施設ストックマネジメント事業（公共）6,500(4,000)百万円】

[担当課：農村振興局農村政策課 (03-3591-8651 (直))] ]

## 中山間地域等条件不利地域への支援

【 2 2 , 3 8 2 ( 2 2 , 1 4 6 ) 百万円】

### 対策のポイント

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するため、直接支払いを実施するとともに、小規模・高齢化集落の水路、農道等の地域資源を保全管理するための活動を支援します。

### <内容>

#### 1. 中山間地域等における農業生産活動等への支援

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するため、直接支払いを実施するとともに、中山間地域等の緊急的な課題に対応するため、交付の対象となる農用地の運用を一部見直します。

中山間地域等直接支払交付金 21,800 (21,800) 百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体

#### 2. 直接支払の適正かつ円滑な実施

都道府県及び市町村が行う直接支払の適正かつ円滑な実施を確保します。

中山間地域等直接支払推進交付金 346 (346) 百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体

#### 3. 小規模・高齢化集落における地域資源の保全管理への支援

中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる集落等が、集落間の連携により、小規模・高齢化集落に出向いて水路、農道等の保全管理活動（点検、簡易な補修等）を行う取組を支援します。

小規模・高齢化集落支援モデル事業 236 (0) 百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：集落連携促進協議会

[担当課：農村振興局地域整備課 (03-3501-8359 (直))] ]

(2) 地域に埋もれている「匠の技」や農林水産物本来の「持ち味」を活かした農林水産業の活性化

【匠の技関係 137(0)百万円】

【有機農業総合支援対策関係 457(54)百万円】

【やさい・くだものの消費関係 50(0)百万円】

【地産地消の推進関係 321(281)百万円】

対策のポイント

篤農家等が持つ技術を「匠の技」として確立し、若手農業者への技術継承やその効果的な活用により地域の活性化を図る取組を支援するとともに、篤農家等を「農業技術の匠」(仮称)に選定し、その技術の普及を促進します。

また、全国段階で有機農業の参入促進・普及啓発に取り組むとともに、土づくりの推進を図りながら、全国における有機農業の振興の核となるモデルタウンを育成します。

栄養成分表示のガイドラインの策定により、栄養成分等に特徴のある生産の展開と消費者の求める情報の提供を推進します。

さらに、高齢者や小規模農家など多様な主体が活躍する農産物直売所を中心とした地産地消のモデル的な取組を支援します。

(篤農家等の技術の活用による地域活性化の事例)

- ・農家が発案した収穫後のうねを再利用するイチゴの省力化栽培技術を地域の関係機関が連携して現地実証を行い、施肥のポイントなど栽培管理方法を明確化したことにより、周辺農家に波及し、イチゴ産地の活性化につながった。

(有機農業とは)

- ・化学肥料、農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和のとれた農業
- ・国内農産物の総生産量に占める、JAS法に基づく有機農産物の格付数量の割合は、0.16%(平成17年度)

(栄養成分の情報提供のニーズについて)

- ・野菜についてほしい情報として、「栄養成分の含有量」と答えた人：46%

(地産地消の現状)

- ・全国の直売所は1万3千カ所、うち農協や市町村が常設しているものは約3,000カ所
- ・約8割の小中学校で学校給食に地場産農産物使用、7割が地場農産物の利用増の意向

政策目標

- 効果的・効率的な普及事業の推進
- 平成23年度までに有機農業の推進を目的とする体制が整備されている市町村の割合が5.0%以上
- 野菜消費量(1人1年当たり)の増加  
現状(平成18年度速報値)94.8kg→目標年(平成27年)100kg
- 学校給食における地場産品の使用割合を平成22年度までに30%以上へ

<内容>

1. 「匠の技」を活かした地域の活性化

篤農家が農業現場で生み出した特色ある技術を「匠の技」として確立し、この技術を核とした地域ブランドの形成等の地域の活性化を図るとともに、このような高度な技術を提供する篤農家等を「農業技術の匠」として選定します。

また、知的財産として活用可能なものについては、文書化、権利化、許諾、流通という一連の流れを創り出す手法を開発し、活用を促進します。

【現場創造型技術（匠の技）活用・普及支援事業 80(0)百万円】

【農林水産知的財産発掘・活用促進事業 57(0)百万円】

2. 有機農業の推進

別紙

全国段階で有機農業の参入促進・普及啓発に取り組むとともに、土づくりの推進を図りながら、全国における有機農業の振興の核となるモデルタウンを育成します。

有機農業総合支援対策 457(54)百万円

補助率：1/2以内、定額

事業実施主体：民間団体等

3. やさい・くだもの栄養成分情報提供推進事業

表示する栄養成分及び分析、表示方法等を検討し、自主表示ガイドラインの策定及びその運用等について協議するとともに、生産物の栄養成分等を調べ量販店において情報提供を行うモデル的取組を推進します。

やさい・くだもの栄養成分情報提供推進事業 50(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

4. 地産地消モデルタウン事業

地域全体で地産地消に取り組む地産地消モデルタウンの整備等に加え、直売所等を中心として高齢・小規模農家が活躍できるモデル的な生産・流通体制づくりを支援します。

地産地消モデルタウン事業 321(281)百万円

補助率：1/2以内

事業実施主体：民間団体等

担当課：生産局種苗課 (03-3502-5966 (直))  
農産振興課 (03-3593-6495 (直))  
園芸課 (03-3502-5958 (直))  
生産技術課 (03-6744-2435 (直))  
経営局普及・女性課 (03-3593-6497 (直))

## 有機農業の推進

## 【有機農業総合支援対策 457（54）百万円】

## 対策のポイント

全国段階で有機農業の参入促進・普及啓発に取り組むとともに、土づくりの推進を図りながら、全国における有機農業の振興の核となるモデルタウンを育成します。

（有機農業とは）

- ・化学肥料、農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和のとれた農業
- ・国内農産物の総生産量に占める、JAS法に基づく有機農産物の格付数量の割合は、0.16%（平成17年度）

## 政策目標

平成23年度までに有機農業の推進を目的とする体制が整備されている市町村の割合が50%以上

## ＜内容＞

## 1. 全国段階の活動

- ① 有機農業への参入が図られるよう、参入希望者への指導を行いうる有機農業者を把握し、インターネットを活用した研修先の紹介などの情報提供等を行います。

また、有機農業に対する消費者等の理解と関心を増進するためのシンポジウムやメディアを利用した広報キャンペーンを実施します。

有機農業推進団体支援事業 75（0）百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

- ② 有機農業に関する技術を確立するため、有望な技術の実証試験を行い、成果を提供します。また、有機農業等の推進に貢献した方の顕彰等を実施します。

有機農業等指導推進事業 52（54）百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

## 2. 地域段階の活動

全国における有機農業の振興の核となるモデルタウンを育成します。具体的には、

- ① 有機農業への参入希望者に対する技術指導、販路開拓のためのマーケティング、消費者との交流、技術実証ほの設置

〔地域有機農業推進事業 178(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：協議会〕

- ② 有機農業に必要な栽培技術の習得、種苗の供給、土壌診断等を行うための拠点（有機農業技術支援センター）の整備

〔地域有機農業施設整備事業 88(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体〕

などに取り組む地域を支援します。

## 3. 土づくりの推進

- ① 省力、低コストで高品質たい肥生産を可能とする、「品質管理型堆肥自動混合・かくはん装置」等を整備します。

〔土づくり対策施設整備事業 45(0)百万円  
補助率：1/2  
事業実施主体：民間団体〕

- ② 土づくり研修会の開催等を通じた指導体制の強化を支援します。

〔土づくり対策推進事業 4(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体〕

[担当課：生産局農産振興課 (03-3593-6495(直))]

# 有機農業総合支援対策

## 有機農業の現状

- ・ 有機農業は環境と調和し、消費者ニーズの高い取組
- ・ 一方、慣行農業と比べて技術の確立・普及が遅れており未だ取組みは少ない(有機農産物の割合:0.16%)

## 有機農業推進法の施行(H18.12)

- ・ 有機農業の推進に関する基本方針の策定(H19.4)

・ 全国段階で有機農業の参入促進・普及啓発に取り組みとともに、土づくりの推進を図りながら、全国における有機農業の振興の核となるモデルタウンを育成します。

### 全国段階

#### 参入促進 普及啓発

- ・ インターネットを活用した研修先等の情報の提供
- ・ 有機農業等の推進に貢献した者の表彰
- ・ シンポジウムやメディアを活用した広報活動
- ・ 有機農業技術の実証試験



### 地域段階

#### 技術の習得

- ・ 有機農業技術支援センターの整備
- ・ 技術指導の実施



#### 販路の確保 消費者との交流

- ・ 販路開拓のためのマーケティング活動
- ・ 農産物のPR、流通販売フェアの開催
- ・ 消費者との交流イベント

#### 土づくりの推進



- ・ 土づくり研修会の開催
- ・ 品質管理型堆肥自動混合・かくはん装置の整備

### 有機農業(オーガニック)モデルタウンの育成

#### 経営基盤の安定

- ・ 技術実証ほの設置
- ・ 有機種苗供給・土壌診断の推進  
(有機農業技術支援センター)

## 有機農業の普及・定着

### (3) 暮らしを守る鳥獣害対策の展開

【鳥獣害防止総合対策事業 2,800(0)百万円】

#### 対策のポイント

鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、地域の実態に即した被害防止対策の抜本強化を図るため、市町村等が策定する鳥獣害防止総合計画に基づく取組等を総合的に支援します。

(野生鳥獣による農林水産業被害の現状)

- ・野生鳥獣の生息分布域が全国的に拡大しています。
- ・有害鳥獣の捕獲数が、10年前と比較してイノシシは5.1倍、ニホンジカは3.2倍、ニホンザルは2.0倍、カワウは7.5倍に増加しています。
- ・しかしながら、農作物被害金額は約200億円で高止まり、森林被害面積は5～8千haで推移しているほか、トド等による漁業被害が毎年10億円以上発生しています。
- ・野生鳥獣による被害は、営農意欲の減退をもたらすなど、農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えています。

#### 政策目標

野生鳥獣による農林水産業被害の軽減

#### <内容>

##### 1. 鳥獣害防止総合対策の推進

被害現場において、被害実態に即した主体的な対策が実施できるよう、市町村等地域による鳥獣害防止総合計画の策定を推進します。

計画を策定した地域等において、個体数調整、被害防除、生息環境管理の取組を総合的に支援します。

特に、以下の対策を重点的に推進します。

- ① 狩猟者の減少に対応し、市町村職員、農林水産業団体職員等による捕獲体制の整備
- ② 安全で効果的な捕獲に役立つ箱ワナなど、捕獲機材の導入
- ③ 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設の整備
- ④ 広域地域が一体となった侵入防止柵の整備
- ⑤ 犬を活用した追い払い等被害防除技術の導入・実証
- ⑥ 緩衝帯の設置（牛の放牧等）による里地里山の整備、食害の防除及び野生鳥獣の生息環境にも配慮した広葉樹林の育成等多様な森林づくり活動
- ⑦ サル等の被害対策指導員の育成

- 【鳥獣害防止総合対策事業 2,800(0)百万円】
- 【有害生物漁業被害防止総合対策事業 890(830)百万円の内数】
- 【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金  
30,546(34,088)百万円の内数】
- 【森林・林業・木材産業づくり交付金 9,692(9,756)百万円の内数】
- 【健全な内水面生態系復元等推進事業 315(322)百万円の内数】

## 2. 関連対策

### (1) 技術開発

イノシシの効率的な捕獲技術の開発や鳥獣を引き寄せにくい営農管理技術の開発、カワウによる漁業被害防除技術の開発など、効果的な被害防除技術の開発を推進します。

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 5,200(注)百万円の内数  
 事業実施主体：民間団体等  
 注：平成19年度は、「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」で実施

### (2) 公共事業における被害防止施設の整備

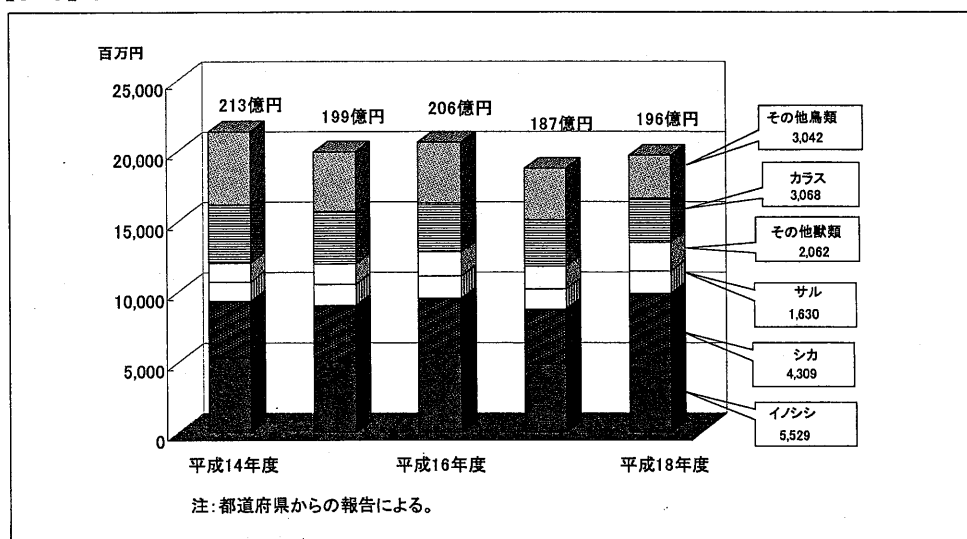
各種公共事業の目的に応じ、被害防止施設の整備を推進します。

### (3) その他

各地域における取組みを支援する観点から、①鳥獣害対策アドバイザーの登録・紹介、②被害防止マニュアルの作成・配布、③指導者育成のための研修を実施します。

[担当課：生産局農産振興課 (03-3591-4958(直))]

【参考】野生鳥獣による農作物被害金額の推移

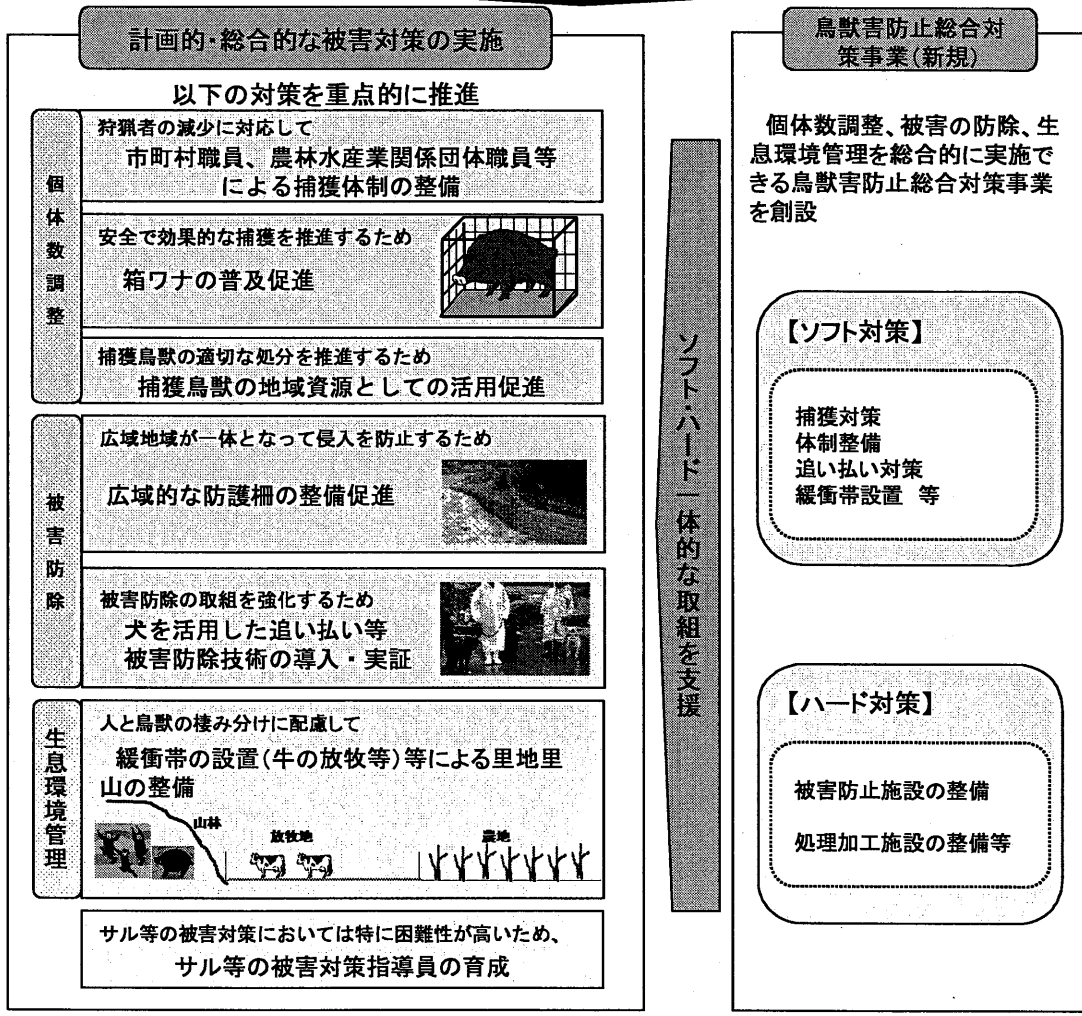
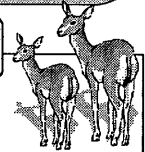


## 暮らしを守る鳥獣害対策の展開

- 市町村等地域が主体的に対策に取り組むことができるよう、各地域において鳥獣害防止総合計画を策定
- 個体数調整、被害の防除、生息環境管理を総合的に実施できる鳥獣害防止総合対策事業(新規)を創設
- 計画を策定した地域に対し、捕獲対策等のソフト面の取組、防護柵の整備等のハード面の取組を一体的かつ強力に支援

### 地域の計画に基づく総合的な対策を強力に推進

市町村・複数市町村レベルにおいて鳥獣害防止総合計画の策定



ソフトハード一体的な取組を支援

#### 関連対策

連携

- ・効果的な捕獲技術や防除技術の開発
- ・各種公共事業の目的に応じ、鳥獣害対策の取組を支援
- ・アドバイザーの登録・紹介、被害防止マニュアルの作成・配布、普及指導員等に対する研修

## (4) 災害に強い農山漁村づくりと被災したコミュニティの回復への支援の展開

【安全・安心な農山漁村づくりの推進 86,734(86,087)百万円】

### 対策のポイント

農山漁村地域の安全度を高め、災害による被害の軽減を図ります。具体的には、ハード整備とソフト対策等が一体となった防災・減災対策を推進します。また、被害を受けた農山漁村地域のコミュニティの回復を支援します。

### (災害に係る農山漁村の現状)

- ・ 平成19年に発生した台風4号や新潟県中越沖地震などのように、近年甚大な自然災害が多発化しています。
- ・ 地球温暖化の進行に伴って大雨の頻度や熱帯低気圧の強度が高まるなど被災リスクが増大しています。
- ・ 農村の過疎化、農家の減少・高齢化に伴い、農地・農業用施設を管理する農家の防災対応能力が低下する一方、混住化の進展等に伴い被災リスクが増大するなど農村の地域防災力が低下しています。
- ・ 里山等における竹林の拡大等による荒廃森林の増加が懸念されており、森林の整備・保全を通じて山地災害防止機能等を向上させることが重要となっています。
- ・ 漁村は、概して、前面が海、背後が山という狭隘な土地に立地するなど地震・津波等の災害に対して脆弱な面を有しています。

### 政策目標

- 集中豪雨等による被害の発生するおそれのある農用地(延べ81万ha)について、防災・減災対策を実施
- 周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落数を平成20年度末までに4,000集落増加
- 平成23年度までに、防災機能の強化が講じられる漁村の人口比率を21%(平成16年度)から概ね30%に向上

### <内容>

#### 1. 安全・安心な農村づくりの推進

ため池等の農業施設について、広域的観点も踏まえ、ハード整備とソフト対策が一体となった防災・減災対策を行うことにより、農村地域の安全度の向上と災害による被害の軽減を図ります。また、甚大な被害を受けた農村地域のコミュニティの回復を支援するための対策を推進します。

- 【広域防災ため池等整備モデル事業（公共） 100（0）百万円】
- 【農村災害対策整備事業（公共） 100（0）百万円】
- 【ため池等整備事業（一般）（公共） 16,479（14,718）百万円】
- 【海岸事業（農地）（公共） 8,486（8,806）百万円】

## 2. 里山等における荒廃地・荒廃森林の整備・保全の推進

竹林の拡大等により荒廃した里山等の集落周辺において、治山施設の設置による荒廃地等の整備に加え、本数調整伐等の森林整備を併せて行うことにより、山地災害による被害の防止・軽減を図る治山事業を効果的に推進します。

- 【治山事業（復旧治山、予防治山等）（公共）  
45,305（45,757）百万円】

## 3. 災害に強い漁村づくりの推進

効率的な緑地・広場施設（避難地）、防災情報伝達施設等の整備や早期復興に向けた被災後の時間経過に応じた減災対策手法マニュアルの策定・普及により漁業地域の防災・減災対策を推進します。また、台風等により被災を受けるおそれの高い地域等において地震、津波、高潮対策を緊急に実施します。

- 【漁業集落環境整備事業（公共） 6,085（6,274）百万円】
- 【強い水産業づくり交付金 7,730（8,762）百万円の内数】
- 【漁業地域の減災モデリング事業 30（0）百万円】
- 【海岸事業（漁港）（公共） 10,149（10,532）百万円】

### 農林水産業被害年次別一覧（過去5カ年）

（単位：百万円）

年次	被害額	うち		主な災害
		農林産物	施設	
14	199,844	45,065	154,779	台風6・7号、台風15号、台風21号
15	650,172	420,724	229,448	宮城県沖地震、宮城北部地震、7月梅雨前線豪雨、台風10号、台風14号、十勝沖地震、冷害
16	1,000,469	239,687	760,782	台風6号、7月梅雨前線、台風10・11号、台風15号、台風16号、台風18号、台風21号、台風22号、台風23号、新潟県中越地震
17	190,800	18,200	172,500	福岡県西方沖地震、梅雨前線豪雨、台風第14号
18	289,300	50,600	238,700	豪雪、梅雨前線豪雨、台風第13号、10月初旬の低気圧

注）被害額については、農林水産業被害報告取りまとめ要領（昭和48年5月21日48総第382号農林水産事務次官依命通知）に基づき集計したものの。

- 担当課：農村振興局防災課 (03-6744-2210 (直))
- 林野庁治山課 (03-6744-2307 (直))
- 水産庁防災漁村課 (03-3502-5633 (直))

## (5) 都市農業の振興

【都市農業振興対策 834(794)百万円】

### 対策のポイント

都市住民のニーズ等を踏まえ、都市農業の振興及び都市農地の保全に係る地方公共団体の計画的な取組を促進するため、各種施策を一体的に推進し、また、都市農業に関する窓口を設け、各種事業についての連絡調整を行います。

### (地方公共団体の取組状況)

○練馬区：「みどり30推進計画」（平成18年12月策定）

緑被率（敷地の面積に対して、「樹木の覆っている部分」「樹林」「草地」「農地」の面積の占める割合）30%を30年後に実現

○大阪府：「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（平成19年10月制定）

### 政策目標

- 都市農地の保全と活用を図り、新鮮で安全な農産物の供給や体験・交流の場の提供を求める都市住民の期待に対応
- 市民農園区画数を6年で3万区画増加  
約12万区画（15年度） → 約15万区画（21年度）

### <内容>

#### 1. 新鮮な農産物の供給に関する支援

##### (1) 農産物の供給に必要な施設等の整備

新鮮な農産物供給等の観点から、耕土改良等の基盤整備や農産物加工処理施設の整備など、都市農業振興に必要な施設等の整備を支援します。

【広域連携共生・対流等対策交付金 973(800)百万円の内数】

【強い農業づくり交付金 24,914(34,067)百万円の内数】

##### (2) 都市部における地産地消の推進

地域全体で地産地消に取り組む地産地消モデルタウンの整備等に加え、直売所等を中心として高齢・小規模農家が活躍できるモデル的な生産・流通体制づくりを支援します。また、地産地消の拠点となる直売所等の環境整備、コーディネーターの育成、関係者のネットワークづくり等を推進します。

【広域連携共生・対流等対策交付金 973(800)百万円の内数】

【地産地消モデルタウン事業 321(281)百万円】

【強い農業づくり交付金（地産地消特別枠） 500（500）百万円】

【地産地消推進活動支援事業 13（13）百万円】

## 2. 農業体験や交流の場等の提供に関する支援

### （1）都市農業の機能を活用した体験・交流活動の推進

都市農業の振興及び都市農地保全に資するモデル的取組や援農ボランティア養成施設等の整備を支援します。

（ 広域連携共生・対流等対策交付金 973（800）百万円の内数

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

### （2）教育ファームの推進

食育の推進の一環として、教育ファームが全国で幅広く継続的に展開されるようにするための支援や、教育ファーム推進計画の作成及び優良事例の情報提供等の支援を行います。

【にっぽん食育推進事業 2,776（3,815）百万円の内数】

【食の安全・安心確保交付金 2,345（2,513）百万円の内数】

## 3. 緑地・防災空間の提供や自然循環機能の増進に関する支援

### （1）緑地・防災空間に必要な施設整備

既存の農業用排水施設の改修や親水・景観保全施設等の整備を支援し、農地保全を通じ、ヒートアイランド対策を推進します。また、防災施設の整備として、防災兼用井戸の整備や、災害を未然に防止するため、農業用ため池の改修を実施し、親水・緑地空間としての活用も推進します。

【広域連携共生・対流等対策交付金 973（800）百万円の内数】

【ため池等整備事業（一般）（公共） 16,479（14,718）百万円の内数】

### （2）バイオマスの利活用の促進

バイオマス資源を循環利用する総合的利活用システムを構築するためのバイオマスタウン構想の策定、バイオマス変換・利用施設等の一体的な整備等を支援します。

（ 地域バイオマス利活用交付金 11,129（14,346）百万円の内数

補助率：定額

事業実施主体：地方公共団体、民間団体

[担当課：農村振興局農村政策課（03-3502-0033（直））]

## (6) 農山漁村の場での再チャレンジ支援

【農林漁業再チャレンジ支援対策 11,358(11,194)百万円ほか】

### 対策のポイント

農山漁村地域に新たな活力をもたらすため、国民の二地域居住やUJIターン等の「暮らしの複線化」の実現を、農林漁業への就業支援等により後押しします。

#### (暮らしの複線化とは)

- ・ 都市住民の地方への中・長期滞在、二地域居住、UJIターンなど、異なる場で暮らす、又は年代によって生活の場を変えるという多様な暮らし方のこと。

#### (現状)

- ・ 都市部の若者や団塊世代等の農山漁村への関心は高く、
  - ①都市住民の約4割が、都市と農山漁村との二地域居住の願望を持っています。
  - ②都市住民の約2割が、農山漁村への定住願望を持っています。特に、20歳代、50歳代で3割と高くなっています。
- ・ 2007年から団塊世代(680万人)が大量に定年退職を迎えています。大半の方が定年後も働く意欲を持っています。
- ・ フリーターは2006年には187万人となっています。政府では2010年までにピーク時の8割に減らす目標を設定しています。

### 政策目標

60歳以上の離職就農者数を5割増(4.2万人(15年度)→6万人(23年度))

新規就農者数(39歳以下)	毎年12千人程度
新規林業就業者数	毎年4千人程度
新規漁業就業者数	毎年15百人程度

### <内容>

#### 1. 「人生二毛作」、「スローライフ&ジョブ」\*の啓発・普及

「人生二毛作」や「スローライフ&ジョブ」を紹介するキャンペーンの実施等により、団塊世代、若者等が農山漁村の場で活躍するための情報提供します。

〔スローじんせい二毛作再チャレンジ支援事業 72(80)百万円  
事業実施主体：民間団体等〕

\*・人生二毛作：定年後の団塊世代が培った能力等を活かしながら田舎で再び活躍すること。

・スローライフ&ジョブ：田舎で新たな価値観と生活スタイルを確立して、農林水産業で再チャレンジすること。

#### 2. 経験ゼロから始めても農林漁業に就けるトータルサポートの提供

##### (1) 農業における再チャレンジ

団塊世代、若者等が経験がなくても農業に就けるよう、情報提供・相談、体験・研修、参入準備、定着の各段階に対応したきめ細かな支援を行います。さらに、再チャレンジ就農者の新たな発想・アイデアに基づく新分野への進出への支援等を充実し、若者等の農業参入・定着を後押しします。

このほか、新たに農業高校生の就農、障害者の農業法人への雇用を推進します。

【農業再チャレンジ支援事業 586(641)百万円】

【強い農業づくり交付金(再チャレンジ優先枠) 300(500)百万円】

【地域連携農業高校実践教育推進事業 67(0)百万円】

【農村生活総合調査研究事業のうち

農業法人等による障害者雇用の円滑な定着に関する調査研究 21(0)百万円】

ほか

## (2) 林業における再チャレンジ

林業への就業に必要な技術に関する実地研修や森林施業をより効率的に実施するための研修等を支援します。また、地域の林業をビジネスとして展開する人材の養成や、Uターン森林所有者に対する情報提供等への支援を行います。

林業再チャレンジ支援事業 6,760 (6,760) 百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

## (3) 漁業における再チャレンジ

情報提供や相談窓口の設置、漁業チャレンジ準備講習、漁業就業支援フェアの開催、漁業現場における体験、研修の実施など、異業種からの参入も含めて、各段階に対応したきめ細やかな支援を行います。また、水産高校等と地域の漁業・水産業界が協働し、将来の漁業・水産業の専門知識を有する人材育成を推進します。

【漁業再チャレンジ支援事業のうち漁業就業者促進情報整備事業及び  
新規就業者確保・育成支援事業 248 (275) 百万円】

【水産高校等を中心とした  
地域の漁業・水産業担い手育成プロジェクト事業 103 (0) 百万円】  
ほか

## 3. 農林漁業者へのアドバイザーとしての団塊世代の知見の活用

他産業で培った経験・能力を有する団塊世代等を農林漁業経営体に対する研修の講師として活用することにより、団塊世代等の持つ能力を農林漁業経営体で発揮できる環境を整備します。

人生二毛作の実現に向けた他産業従事者による  
農林漁業経営体発展支援研修事業 186 (207) 百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

## 4. 農山漁村での二地域居住・起業等の支援

農山漁村への定住や滞在、都市との交流等の国民的な運動の一層の推進、定住・二地域居住に向けた新たな手法の検討、宿泊体験活動の受入体制整備への支援、滞在型市民農園等の整備促進のための技術的支援等を実施します。

また、農山漁村における新たな産業の創出や、産業振興を担う人材の育成等への支援を行います。

【賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業 68 (0) 百万円】  
【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金  
(再チャレンジ優先枠) 1,000 (1,000) 百万円】  
【広域連携共生・対流等対策交付金 973 (800) 百万円】  
【農村コミュニティ再生・活性化支援事業 143 (215) 百万円】  
【山村再生総合対策事業 300 (0) 百万円】  
【漁村地域力向上事業 103 (75) 百万円】  
【人づくりによる農村活性化支援事業 11 (17) 百万円】  
【漁業再チャレンジ支援事業のうち  
キャリア活用型再チャレンジプラン支援事業 270 (280) 百万円】  
ほか

[担当課：経営局普及・女性課 (03-3502-1962 (直))] ]

# 農林漁業再チャレンジ支援対策

総額：114(112)億円ほか

- 経験ゼロの人が安心して就業・定住できるよう、きめ細かな対策を実施
- 地域活性化に資するため、二地域居住・農山漁村での起業等を支援



**都市**

スローライフ & ジョブ 人生二毛作 の啓発・普及 0.7(0.8) 億円

シンポジウムの開催  
メディアを利用した  
集中キャンペーン

総合情報  
ホームページによる  
情報発信

**再チャレンジ支援総合プラン (H18.12)**

若者や団塊世代の農林漁業への就業支援等

**スローライフ&ジョブ**

都会の若者・女性が田舎で新たな価値観と生活スタイルを確立して、農林漁業で再チャレンジ

**人生二毛作**

定年後の団塊世代が培った能力等を活かしながら田舎で再び活躍

**再チャレンジ支援策の今後の方 向性(H19.5)**

- 地域における若者支援の拡充
- 「暮らしの複線化」の推進

農林漁業等地域での活躍・定住に向けた研修・起業等の支援

滞在・交流の拠点の整備や、NPO等のボランティア活動の支援

**農山漁村**

**農林漁業への就業支援**

**農業**

- 情報提供・相談
- 体験・研修
- 参入準備
- 定着

このほか、  
○ 就業後の技術指導  
○ 女性の経営参画促進  
○ 農業高校生への就業促進  
○ 障害者の雇用促進

2.1(1.4)億円  
強い農業づくり交付金 2.9(3.4)億円の内訳  
5.9(6.4)億円 3.0(5.0)億円

**林業**

- 森林所有者向け
- 情報提供・相談
- 学習会・短期研修
- 地域林業ヒジネス
- リーダーの養成

このほか、  
○ 林業就業者向け  
○ 情報提供・相談

6.8(6.8)億円

**漁業**

- 情報提供・相談
- 体験・研修
- 漁業就業・参入準備

このほか、  
○ 水産高校生への就業促進

1.2(0.2)億円

2.5(2.7)億円

他産業からの農林漁業者へのアドバイザーとして団塊世代の知見の活用 1.9(2.1)億円

**二地域居住・農山漁村での起業等支援**

- 二地域居住・定住の推進
- 都市との交流推進
- 国民運動の展開  
促進手法の検討
- 農林漁家民宿の受け入れの体制整備 等
- 起業支援  
農山漁村における新たな産業創出  
産業振興を担う人材の育成 等

総額 1.9(1.6)億円  
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 1.0(1.0)億円 (優先枠)

**破線囲みは拡充事項**

**スローライフ&ジョブ、人生二毛作の実現**

**農山漁村の活性化**